那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　8　年　11　月　13　日

浦添市長　松本哲治

浦添市規則第52号

那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則

那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例施行規則（平成４年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第２項及び第３項を削る。

様式第24号及び様式第25号を次のように改める。

様式第24号及び様式第25号　削除

附　則

この規則は、令和９年１月４日から施行する。

那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例施行規則（平成４年規則第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例施行規則 平成４年５月27日 規則第20号 注　令和７年１月から改正経過を注記した。	那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例施行規則 平成４年５月27日 規則第20号 注　令和７年１月から改正経過を注記した。
（仮換地の指定通知） 第22条　〔略〕	（仮換地の指定通知） 第22条　〔略〕
２　前項の規定により、通知を受けた者が仮換地について証明書の交付を受けようとする場合は、施行者に仮換地証明願（様式第24号）を提出しなければならない。	〔削る〕
３　施行者は、前項の証明願を受理したときは、換地予定地証明書（様式第25号）を交付するものとする。	〔削る〕
様式第24号 〔略〕 様式第25号 〔略〕	様式第24号及び様式第25号　削除